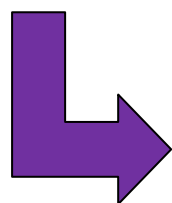


そのお仕事、
65才以上の方でも
可能ですか？
1年以上、働く予定はありますか？

人を雇うなら
ご検討下さい！



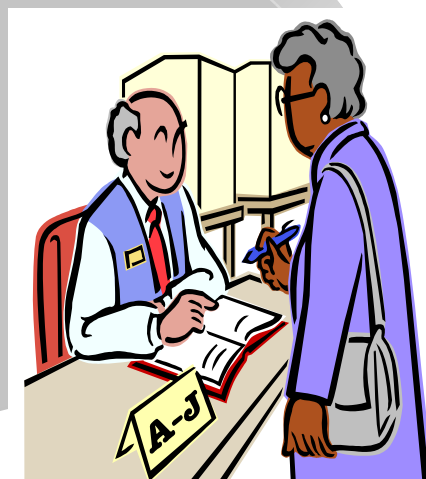
高年齢者 雇用開発特別奨励金

雇入れ日に満65歳以上の離職者*をハローワーク他の紹介により、
1週間の所定労働時間20時間以上の労働者として雇い入れると...

事業主さまに対して賃金相当額の一部が助成されますヨ！*要件あり

支給額は
60万～90万円

※中小企業の場合



詳しくは、裏面をご覧ください！！



奨励金の支給額は？？



対象労働者の 1週間の 所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの 支給額
30時間以上	90万円	第1期 45万円 第2期 45万円
20時間以上 30時間未満	60万円	第1期 30万円 第2期 30万円



65歳以上の方の条件（以下を満たす方に限ります）

- ①他のところで、20時間以上働いていないこと。
 - ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇われること
 - ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あったもの
- ！！ハローワークから紹介以前に雇用の予約があった場合は支給されません！！

とてもたくさんの事業主さまが受けている助成金ですが、
上記以外にも、細かい要件があるので注意が必要です。

まずはお問い合わせを！



オフィス石野にお任せください！

ハローワークへの求人手続きから、その後の助成金申請まで

まるごとがっちりサポートさせていただきます！！

企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い



オフィス石野

Phone : 052-211-5185

E-mail : info@of-i.jp